

<令和8年4月1日開所>

尾張旭市民間認可保育所等  
設置運営事業者募集要項



## 目次

1	実施目的	1
2	事業者の選定方法	1
3	事業の概要	1
4	参加資格要件	1
5	保育事業の概要	2
6	保育所等の整備	2
7	選定日程	3
8	提出書類	3
9	質疑応答等	4
10	参加表明等	4
11	事業計画	5
12	辞退	7
13	審査方法	7
14	留意事項	7
15	連絡先	8

## 1 実施目的

尾張旭市（以下「市」という。）では、増加する保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を計画的に整備するため、民間認可保育所等の設置運営事業者の募集を行う。

本プロポーザルは、市が募集する民間認可保育所等について、設置、運営する意思のある事業者に対し、公募型プロポーザルにより審査を行い、最も適格と判断される事業者を選定するために行う。

## 2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された申請書の書類審査及びプレゼンテーション審査により、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

## 3 事業の概要

### (1) 募集する施設類型と施設数

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 1施設程度

※ 関係法令の基準を満たし、愛知県の認可を受けて開設する保育所又は幼保連携型認定こども園とし、今回の募集は認可を受ける基準を満たすことを前提とする。

### (2) 募集地域

尾張旭市内

### (3) 開所予定日

令和8年4月1日

## 4 参加資格要件

- (1) 社会福祉事業に熱意と見識を有し、事業の運営を適切に行う能力を有する事業者であること。
- (2) 本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (3) 地域住民等への説明を事業者の責任において実施すること。
- (4) 社会福祉法人、公益社団法人、学校法人等の法人格を有する者又は有することができる者と見込まれる者であること。
- (5) 関係法令を遵守し、応募事業者自らが保育所等を設置・運営すること。
- (6) 児童福祉法第35条第5項第4号に該当しないこと。
- (7) 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (10) 「尾張旭市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月2

7日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

- (11) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。

## 5 保育事業の概要

保育事業は、関係法令等を遵守するほか、次表の内容に従い実施すること。

項目	内容	
定員	80～130人程度	
定員構成	0歳児（生後6か月以上）から5歳児とし、0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児の定員構成とする。	
開所日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日	
保育時間（通常）	標準：午前7時30分から午後6時30分まで 短時間：午前8時から午後4時まで	
職員配置基準	0歳児	3：1
	1、2歳児	5：1
	3歳児	15：1※
	4、5歳児	25：1※
給食	園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。	
障がい児等保育	受入れ体制を整えること。	
延長保育	平日午前7時から午前7時30分、午後6時30分から午後7時まで実施	
一時保育	午前8時から午後4時まで実施（10人程度）	
第三者評価	概ね5年に1度以上福祉サービス第三者評価を受審	
おむつの園内処分	使用済みおむつは、園で処分すること。	
非常災害時の対応	休園等の判断は市立保育園の対応に準ずる。	

※ 当面の間は従前の基準（3歳児は20：1、4、5歳児は30：1）により運営することも妨げない。

## 6 保育所等の整備

- (1) 土地及び建物

土地は、応募者の自己所有又は借地とし、建物は、応募者の自己所有であることを条件とする。ただし、応募時点では、取得または賃貸借見込みも可とする。

- (2) 設置場所

設置場所の選定に当たっては、関係法令を遵守し、開所日までに整備が可能な場所とする。

### (3) 施設整備に係る補助金

建設費等については、事業年度に適合する国庫補助（就学前教育・保育施設整備交付金）が受けられる場合に、予算の範囲内でその交付要綱に基づき市から事業者に補助金を交付する。ただし、国及び市の補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する必要があることに留意すること。

なお、補助対象事業への着手については、原則、補助金交付決定前は認められない。

## 7 選定日程

項目	日程
公募開始	令和6年6月3日（月）
質問受付期間	令和6年6月3日（月）から 令和6年6月14日（金）まで
質問回答期日	令和6年6月25日（火）
参加表明書等提出期限	令和6年7月5日（金）
書類の提出期限	令和6年7月31日（水）
プレゼンテーション審査	令和6年8月上旬から9月中旬
審査結果通知	令和6年10月中旬
各種調整・協議	令和6年10月から令和7年1月頃
交付金の協議・申請・決定	令和7年2月から令和7年4月頃
建設整備工事	令和7年度
開所	令和8年4月1日（水）

## 8 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 質問書（様式2）
- (3) 尾張旭市認可保育所設置運営事業者公募申請書（様式3）
- (4) 誓約書（様式4）
- (5) 法人定款
- (6) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  
※ 申請日から3か月以内に発行されたもの
- (7) 納税証明書  
※ 直近3年間の国税、都道府県税及び市町村税
- (8) 事業計画書（様式5）
- (9) 施設整備計画書（様式6）
- (10) 施設の配置図、平面図
- (11) 工程表（選定後から保育所等開設までの詳細スケジュールを記載）
- (12) 土地売買契約書の写し又は土地貸借契約書の写し（契約前の場合は、確約書等）
- (13) 資金計画書（借入金がある場合は、借入金返済計画書等）（様式7）

- (14) 収支計画書（開設後から3年間分）（様式8）
- (15) 直近3年間の決算書類
- (16) 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し

## 9 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法  
質問事項を質問書（様式2）に記入し、こども子育て部保育課に令和6年6月14日（金）午後5時までに電子メールにより提出すること。  
※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (2) 質問に対する回答  
市がすべての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和6年6月25日（火）までに市ホームページにて回答を公表する。  
ただし、質問内容により事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。

## 10 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式1）：原本1部
  - イ 誓約書（様式4）：原本1部
  - ウ 法人定款：原本1部
  - エ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）：原本1部
  - オ 納税証明書：原本1部
- (2) 提出書類に関する留意事項  
本事業者募集は、4に定める参加資格要件を有する者に限る。
- (3) 提出先  
尾張旭市役所こども子育て部保育課
- (4) 提出方法  
持参、郵送又は電子メール  
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (5) 提出期限  
令和6年7月5日（金）午後5時（必着）  
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。
- (6) 参加資格の確認  
提出書類に基づき、4に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

## 1 1 事業計画

事業計画については、事業計画等の書類を次の要領で提出すること。

### (1) 提出書類

- ア 尾張旭市認可保育所等設置運営事業者公募申請書（様式3）
- イ 事業計画書（様式5）
- ウ 施設整備計画書（様式6）
- エ 施設の配置図、平面図
- オ 工程表（選定後から保育所等開設までの詳細スケジュールを記載）
- カ 土地売買契約書の写し又は土地貸借契約書の写し（契約前の場合は、確約書等）
- キ 資金計画書（借入金がある場合は、借入金返済計画書等）（様式7）
- ク 収支計画書（開設後から3年間分）（様式8）
- ケ 直近3年間の決算書類
- コ 直近の行政指導監査結果及び改善報告の写し

### (2) 提出書類に関する留意事項

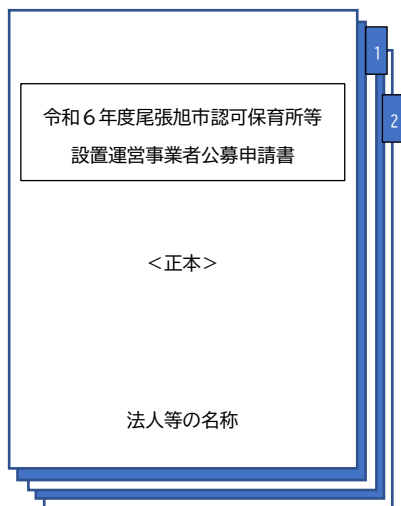
ア 事業計画書には、次の(ア)から(チ)に記載する事項について記述してください。

- (ア) 保育所等運営にあたっての基本となる運営方針及び保育方針
- (イ) 各年齢に応じた保育内容の考え方
- (ウ) 一日の保育の流れと年間行事計画
- (エ) 事故発生時の対応について
- (オ) 地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画
- (カ) 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方
- (キ) 障害児保育事業の運営の考え方
- (ク) 延長保育事業の運営の考え方
- (ケ) 一時保育事業の運営の考え方
- (コ) 関係機関との連携の考え方
- (サ) 虐待への対応とその考え方
- (シ) 入園児童の保護者との連携及び育児支援の考え方
- (ス) アレルギー対応を含む給食に対する考え方
- (セ) 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の考え方
- (ソ) 職員配置等の考え方
  - a 人材の確保、採用方法
  - b 職種別職員配置計画（職員数、資格、経験、雇用形態、賃金体系等）
  - c 配置予定職員の経歴（園長候補者については必須）
  - d 職員の勤務条件（就業規則、給与規程、雇用契約書等）
  - e 職員の育成（研修体制等）
  - f 職員の健康管理
- (タ) 独自提案
- (チ) その他の取組
  - a 個人情報保護に関して講じる措置
  - b 情報公開に関して講じる措置

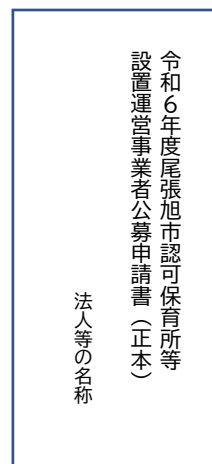
- c 省エネルギー、ごみ削減等環境に配慮した取組方策
- d 住民からの苦情の受付及び対応
- イ 施設整備計画には、次の(ア)から(ウ)に記載する事項について任意の様式で記述してください。
  - (ア) 施設設備・面積等確認表
  - (イ) 園舎及び屋内施設整備の考え方
  - (ウ) 園庭及び屋外施設整備の考え方
- ウ 提出書類は、原本1部、写し5部を提出すること。
- エ 提出書類は、原則A4判とし、図面はA3判とする。ただし、官公署発行書類、既存のパンフレット等はこの限りではない。
- オ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- カ 提出書類は、紙ファイル等による2穴綴じとすること。
- キ 提出書類の種類ごとに、インデックスを付した間紙を入れること。
- ク 紙ファイル等の表紙及び背表紙には、記載例を参考に次の事項を記載すること。
  - (ア) 認可保育所等設置運営事業者公募申請書
  - (イ) 正本・副本の別
  - (ウ) 法人等の名称

【記載例】

[表紙]



[背表紙]



- (3) 提出先  
尾張旭市役所こども子育て部保育課
- (4) 提出方法  
持参又は郵送  
※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。
- (5) 提出期限  
令和6年7月31日(水)午後5時(必着)  
※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。



## 1 2 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式9）を担当課窓口を持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いもしない。

## 1 3 審査方法

(1) 審査委員により書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき審査採点し、合計評価点が最も高い参加者を選定する。なお、合計評価点が同点の場合は、より高い評価を得た項目の多い者を上位者とし、当該項目が同点の場合には、審査委員間における合議の上、総合順位を決定するものとする。ただし、提案内容によって、市は設置運営事業者なしと決定する場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

ア 開催日時 令和6年8月上旬から9月中旬

※ 対象者に開催時間や開催場所等の実施方法を通知する。

イ 開催場所 尾張旭市役所又は市内公共施設

ウ 出席者・発表者 応募された事業者の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予定者等、保育内容の説明ができる者及び建築工事に係る設計担当者等が出席すること。

エ プレゼンテーション審査の内容（1事業者45分）

・プレゼンテーション（30分）

法人の運営理念、応募動機、建設予定地を選定した理由、建設スケジュール、その他提出書類に記載されている内容

・質疑応答（15分）

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し、速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名および審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益については、本市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

## 1 4 留意事項

(1) 参加者は、複数の事業計画を提案することはできない。

(2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

ア 参加資格要件があることを確認された者が、審査結果が公表されるまでの間に4参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。

イ 提出書類に重大な不備や虚偽の記載があると認められるとき。

ウ 本要項の公表日から審査結果が公表される日までの間において、市こども子育て部保育課等の職員その他関係職員に直接、間接を問わず接触したとき（本要項に定める手続きは除く。）。

- エ 上記の他、市が失格とすることが妥当であると判断したとき。
- (3) 最適者又は次点者に選定された場合でも、次のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。
- ア 施設整備の遅延、保育士等の人員確保が見込めない等の理由により、開園予定日までに入所児童の受入れが困難であると認められるとき。
- イ 事前に市の承諾を得ずに配置計画等の提案内容を変更したとき。
- ウ 上記の他、市が選定を取り消すことが妥当であると判断したとき。
- (4) 市は、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）に問い合わせることがある。
- (5) 保育所等の整備・運営に当たっては、自治会や近隣住民に保育事業計画等の住民説明会を実施する等、自治会等の意見・要望等を受けとめ、保育事業計画等に反映するように努めること。
- (6) 施設整備等について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合に、当該交付決定が受けられないときは、当該事業を中止することがある。
- (7) 保育所等の開所後、法人所轄庁による監査等で指導された場合は、その指導に従うこと。
- (8) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。
- (9) 市の予算措置がなされない場合は、補助金は交付しないものとする。
- (10) 本募集に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (11) 提出された書類は返却しないものとする。
- (12) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外に使用しない。
- (13) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (14) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (15) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (16) 事業計画書類の提出が1者のみであった場合であっても、本要項に基づき審査を実施する。
- (17) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

## 15 連絡先

尾張旭市役所こども子育て部保育課

住所：〒488-8666

電話：0561-76-8147

電子メール：hoiku@city.owariasahi.lg.jp

## 審査基準

審査項目		主な着眼点	配点	確認箇所
① 事業者としての適性及び能力		法人の活動理念、活動目標及び活動内容	5	事業計画書等
		法人の経営資源（組織、財務、専門性、技術力等）	5	
		類似の事業実績	10	
② 事業計画に関する事項	事業の方向性	保育所等の運営にあたっての基本となる運営方針及び保育方針の妥当性、適格性	5	
	保育事業の内容	・各年齢に応じた保育内容の妥当性	5	
		・一日の保育の流れと年間行事計画の妥当性	5	
		・事故発生時の対応の妥当性	5	
		・地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画の妥当性	5	
		子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方	5	
		・障害児保育事業の運営の考え方の妥当性	5	
		・延長保育事業の運営の考え方の妥当性	5	
		・一時保育事業の運営の考え方の妥当性	5	
		関係機関との連携の考え方の妥当性	5	
		虐待への対応とその考え方の妥当性	5	
	入園児童の保護者との連携及び育児支援の考え方の妥当性	5		
	アレルギー対応を含む給食に対する考え方の妥当性	5		
	保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の考え方の妥当性	5		
保育事業の執行体制	人材の確保、採用方法の妥当性	5		
	・職種別職員配置計画の妥当性（職員数、資格、経験、雇用形態、賃金体系）	5		
	・配置予定職員の経歴の妥当性（主に園長候補者）	5		
	職員の勤務条件の妥当性（就業規則、給与規程、雇用契約書等）	5		
	職員の育成（職員研修体制）の妥当性	5		
独自の提案	独自の提案の内容・考え方	10		
	その他の取組	・個人情報保護に関して講じる措置の妥当性	5	
		・情報公開に関して講じる措置の妥当性	5	
省エネルギー、ごみ削減等環境に配慮した取組方策の妥当性		5		
	住民からの苦情の受付及び対応の妥当性	5		
③ 施設整備に関する計画	施設整備の工程の妥当性	5	書等 施設整備計画	
	園舎及び屋内施設整備の考え方	5		
	園庭及び屋外施設整備の考え方	5		
④ 経営管理に関する現状及び計画	財政状況の安定性	10	資金計画書・ 決算書類	
	収支計画の妥当性	5		収支計画書

様式1

参加表明書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

(担当者) 所属  
氏名  
電話番号  
電子メール

尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者募集に係る公募型プロポーザルに参加することを表明します。

また、本件に係る募集要項に定める参加資格要件を満たしており、本参加表明書等の記載事項については、添付書類を含め事実と相違ないことを誓約します。

質問書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号  
電子メール

尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者募集について、以下のとおり質問します。

質問事項	内容

※ 記入欄が足りない場合は、記入欄を追加してください。

様式3

尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者公募申請書

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者の募集に関係書類を添えて応募いたします。

1 開設予定物件の状況

小学校区名	小学校区	所在地 (町名番地等まで)	
区分			
定員の構成	0歳児 人、1歳児 人、2歳児 人 3歳児 人、4歳児 人、5歳児 人、計 人		
最寄り駅	駅より徒歩で 分		
物件所在地			
土地面積	. m <sup>2</sup>	建物延べ面積	. m <sup>2</sup>
建物の構造	造 階建	駐車場台数	台

様式3

2 事業者の状況

(1) 事業者の組織体制

事業者	事業者区分	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
	所在地	〒 -					
	事業者名	(フリガナ)	設立年月日				
	電話番号						
メールアドレス							
代表者名	住所	〒 -					
	代表者名	(フリガナ)	生年月日		年 月 日		
役員 の 状 況	役職	氏名	年齢	職歴(公職含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員兼務	兼務法人名
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
預金・ 長期借入金等 の 状 況	直近預金残高			円 ( 年 月 日現在)			
	借入年度	借入先	借入金額	借入残高	残年数	充当先	
	合計						

様式3

(2) 事業者の事業内容等

事業者経歴・現在の経営状態							
事業運営の基本理念							
監査	所管庁の監査・指導検査等		<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない				
	文書指摘		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
	改善報告		<input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未				
	<p>1 文書指摘を受けていない場合は、それが分かる証明を添付すること。 例 監査結果通知書（直近2年分）</p> <p>2 文書指摘を受け改善報告をしている場合は、それが分かる証明を添付すること。 例 改善報告書（直近2年分）</p> <p>3 複数施設を運営している場合は、直近に開所された施設2か所分の監査書類を提出すること。</p>						
他の経営施設	施設種別	開設年月	名称	所在地	定員等	職員数	備考



## 様式4

### 誓約書

尾張旭市が実施する民間認可保育所等設置運営事業者募集の申請を行うにあたり、次の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して尾張旭市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 申請書等の提出に際し、尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）等、募集内容について十分に理解し、承知した上で参加します。
- 2 募集要項の「参加資格要件」等に定める必要な資格を有します。
- 3 事業者の決定に関して、尾張旭市ホームページに事業者名等の応募内容を掲載することに同意します。
- 4 尾張旭市暴力団排除条例第2条第2項に掲げる者に該当しません。
- 5 尾張旭市が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を守山警察署長へ提供することに同意します。
- 6 募集要項に基づく審査後に、申請内容に相違があった場合は、尾張旭市に書面にてその旨を通知すること、及びその内容をもって、尾張旭市の判断により、一方的に決定を取り消す場合があることに同意します。

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

様式5

事業計画書

1 施設概要

施設区分	
名称（仮称）	
所在地	
定員	
開園予定日	令和8年4月1日

2 保育所等運営にあたっての基本となる運営方針及び保育方針

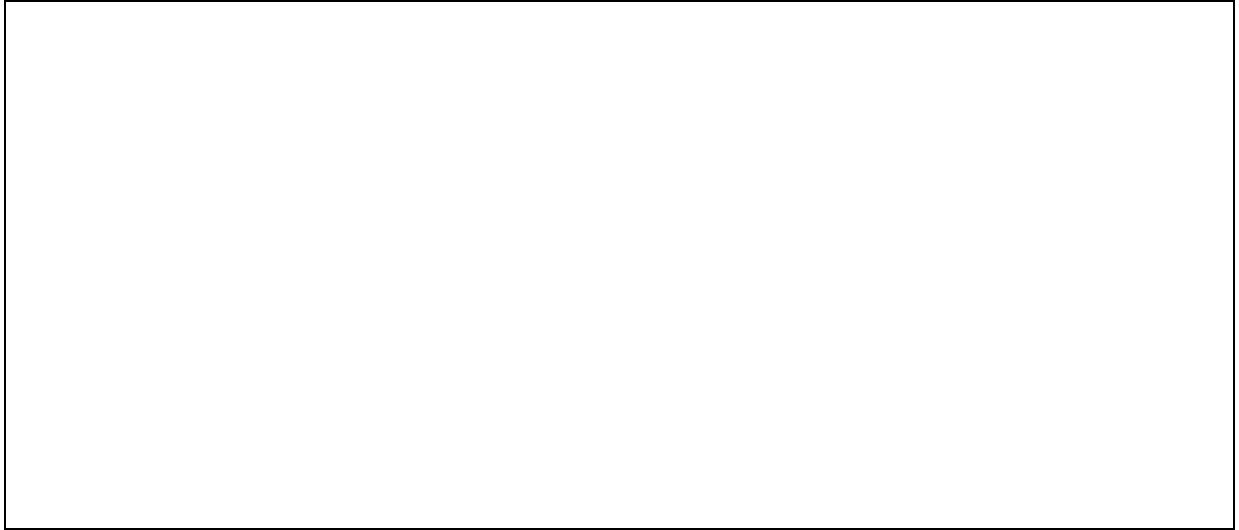
--

3 応募の理由

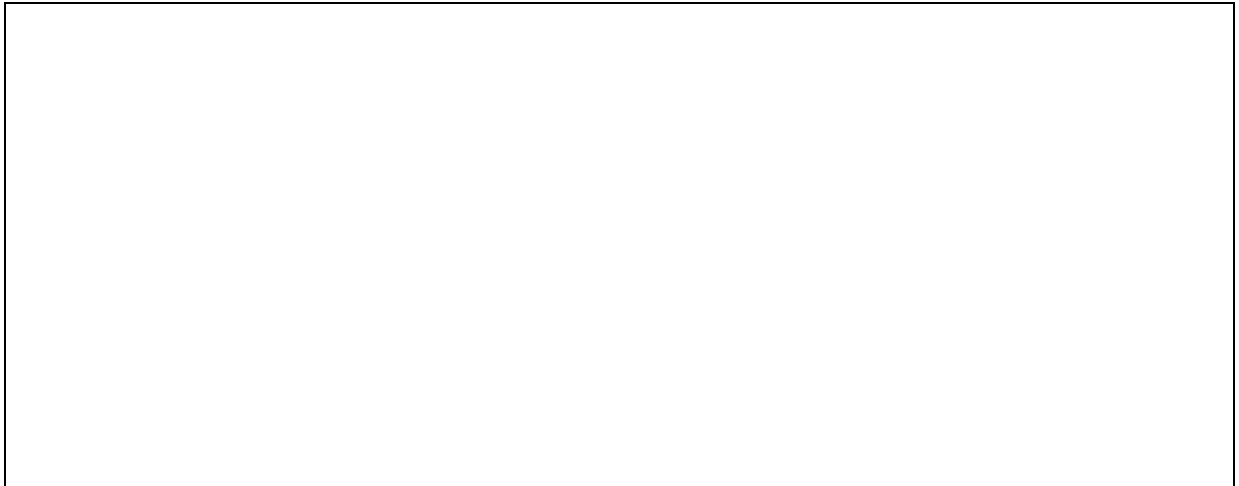
--

様式5

4 各年齢に応じた保育内容の考え方



5 一日の保育の流れと年間事業計画

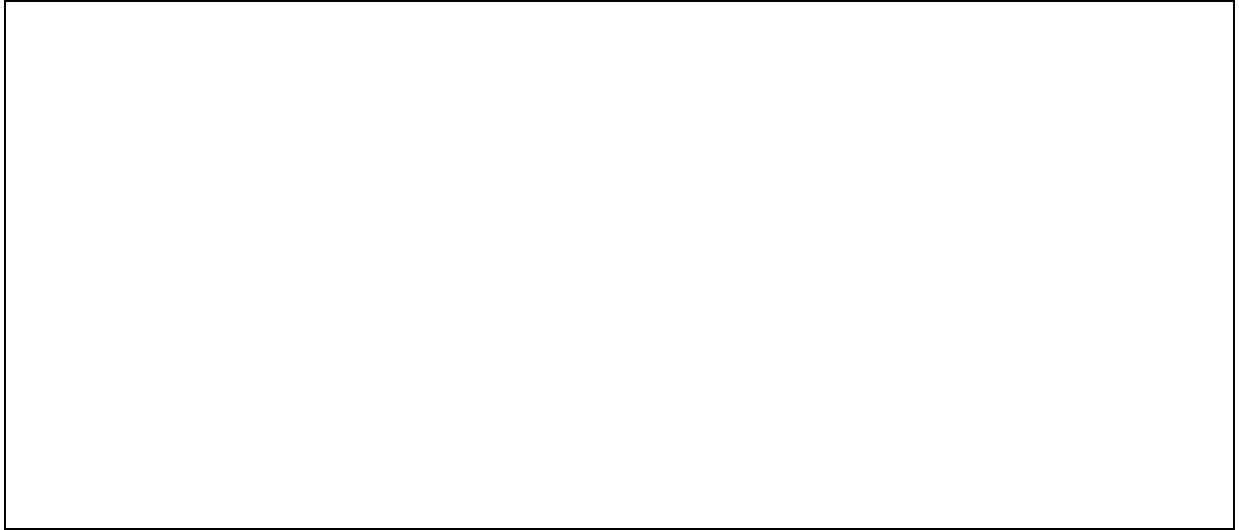


6 事故発生時の対応について

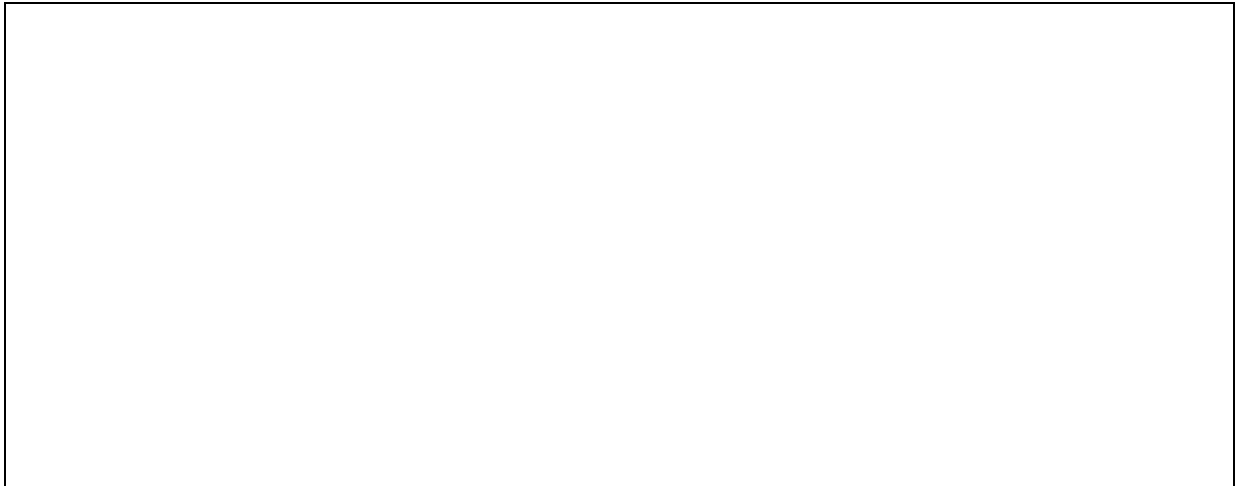


様式5

7 地震、台風、火災、不審者等に備えた防災安全管理計画



8 子どもの健康管理や衛生管理に対する考え方

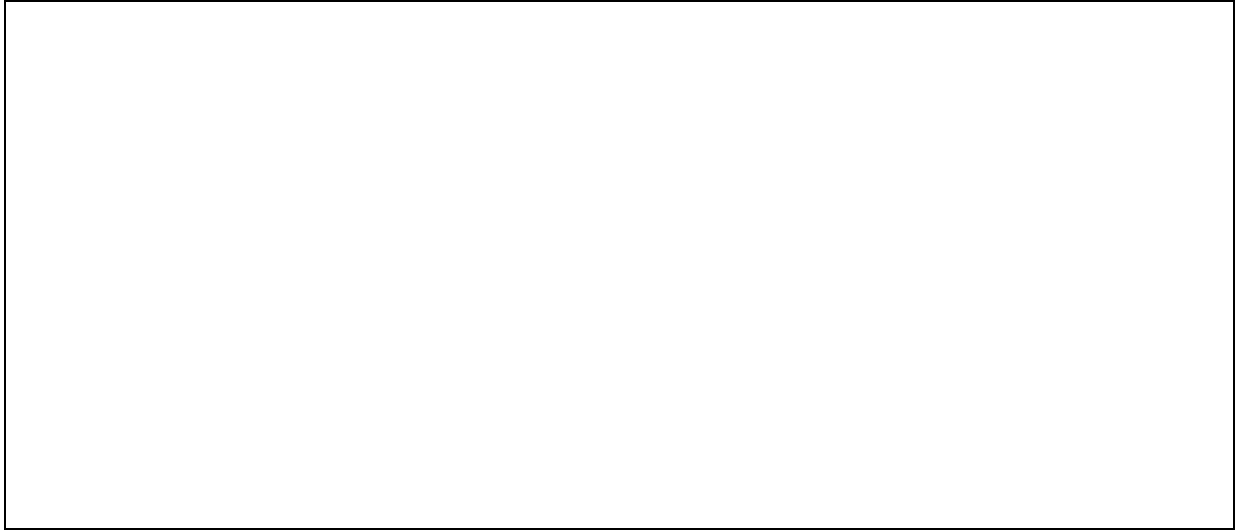


9 障害児保育事業の運営の考え方

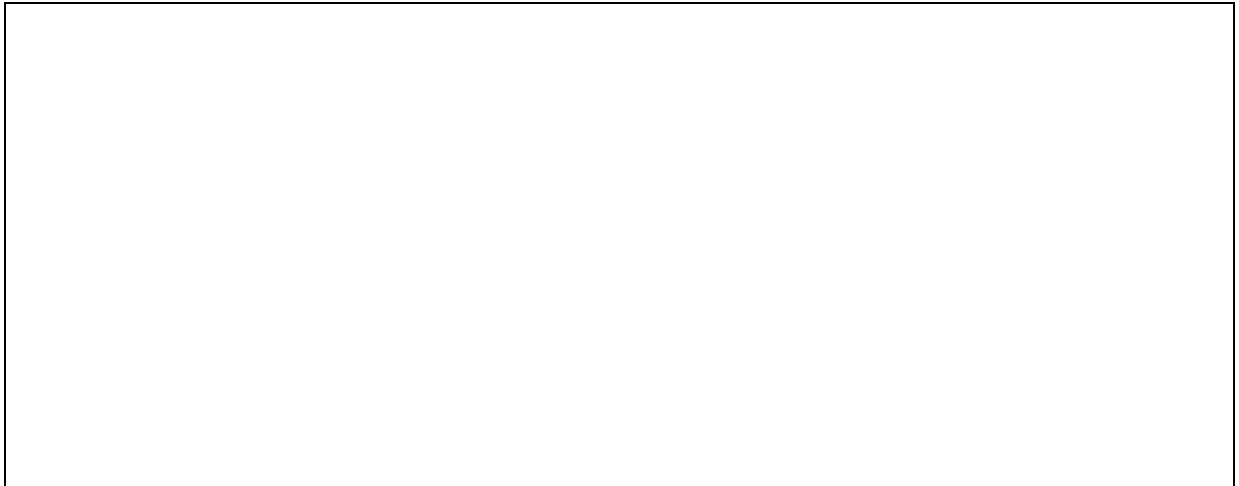


様式5

1 0 延長保育事業の運営の考え方



1 1 一時保育事業の運営の考え方



1 2 関係機関との連携の考え方



様式5

1 3 虐待への対応とその考え方

--

1 4 入園児童の保護者との連携及び育児支援の考え方

--

1 5 アレルギー対応を含む給食の考え方

--

様式5

1 6 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処の考え方

--

1 7 職員配置等の考え方

(1) 人材の確保、採用方法

--

(2) 職種別職員配置計画（職員数、資格、雇用形態、賃金体系）

--

様式5

(3) 配置予定職員の経歴（園長候補者については、必須）

--

(4) 職員の勤務条件（就業規則、給与規程、雇用契約書等）

--

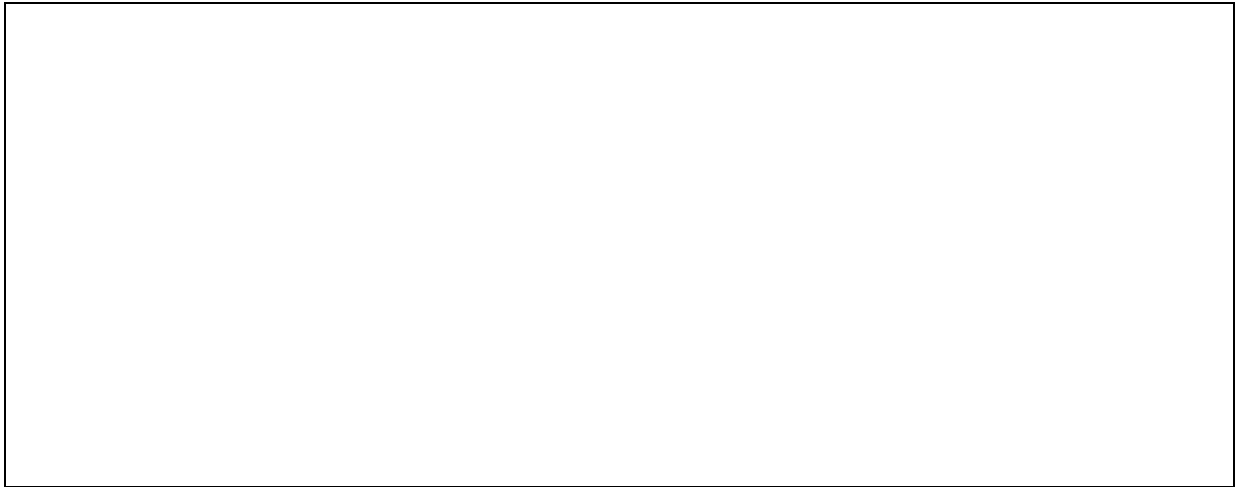
(5) 職員の育成（研修体制）

--



様式5

(6) 職員の健康管理



18 独自提案



様式5

19 その他の取組

(1) 個人情報保護に関して講じる措置

--

(2) 情報公開に関して講じる措置

--

(3) 省エネルギー、ごみ削減等環境に配慮した取組方策

--

(4) 住民からの苦情の受付及び対応

--

様式6

施設整備計画書

1 施設整備の概要

予定住所地								
構造・階数	造		階建て		床面積		m <sup>2</sup>	
各保育室等 面積	0歳	m <sup>2</sup>	2歳	m <sup>2</sup>	4歳	m <sup>2</sup>	園庭面積	m <sup>2</sup>
	1歳	m <sup>2</sup>	3歳	m <sup>2</sup>	5歳	m <sup>2</sup>	駐車場	台分

2 工事着手・完了予定日

工事着手	年	月	日	工事完了	年	月	日
------	---	---	---	------	---	---	---

3 施設整備の基本コンセプト、設計上の工夫等（電子錠や防犯カメラ等の設置の検討条項を含む）

--

4 施設整備にあたっての近隣住民等への配慮等（防音対策の検討状況を含む）

--

5 設計・管理業者

名称			担当者氏名		
所在地			保育所の新築設計に係る実績の有無		

資金計画書

【事業費内訳】

区分	金額	備考
土地購入費	円	
建築工事費	円	
設計費（実施設計）	円	
管理費（設計監理）	円	
開設準備費 （備品購入等）	円	
その他費用	円	（詳細）
計	円	

【財源内訳】

区分	金額	備考
自己資金	円	
預金	円	
贈与金	円	贈与予定者：
その他	円	（詳細）
借入金	円	借入先： ※ 借入金返済計画書を添付すること
市補助金	円	
その他	円	
計	円	

様式 8

収支計画書

1 年間運営費（支出）

科目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	備考（内訳等）
職員人件費				
福利厚生費				
光熱水費				
通信費				
施設管理費（保守点検等）				
保育用消耗品費				
一般消耗品費				
給食用賄材料費				
衛生管理費（健診費用等）				
研修費				
備品費				
事務費				
借入金の償還額				
その他（ ）				
合計				

2 財源内訳（収入）

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	備考（内訳等）
市からの委託費等				公定価格に基づく
延長保育保護者負担金				
寄附金等				
自己資金				
その他（ ）				
合計				

3 収支計画

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	備考
収入				
支出				
差額				

様式9

辞退届

年 月 日

尾張旭市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

(担当者) 所属  
氏名  
電話番号  
電子メール

尾張旭市民間認可保育所等設置運営事業者募集に係る公募型プロポーザルへの参加を下記の理由により辞退します。

また、本件に係る情報は厳正に取り扱い、秘密を保持します。また、貴市に対して御迷惑をおかけしません。

辞退理由